

## 議員発議案第6号

### 宮崎県の地域医療を守り育てる条例

県民一人ひとりが生涯にわたり、住み慣れた地域で安心して暮らし、健康で豊かな生活を送るためには、必要に応じ適切な医療サービスが提供されなければならない。

しかしながら、本県医療の現状は、産科、小児科等特定の診療科やへき地等における医師不足、医師の高齢化等が深刻な状況にあり、救急医療体制等地域医療の崩壊が懸念されている。

この事態に対処するためには、まず県民一人ひとりが、限りある医療従事者、医療機関等の医療資源を地域の財産として大切に想い、日頃から健康の増進、疾病の予防等に自らが取り組むとともに、地域の医療提供体制を互いに支え合う意識の醸成に努めることが求められる。

また、社会全体で、地域医療を守り育てるためには、県、市町村、医療機関、県民等が相互に連携し、それぞれの役割を積極的に果たしていくことが必要である。

ここに、私たち宮崎県民は、協働して地域医療を守り育てることについて、最大限の努力をすることを決意し、この条例を制定する。

#### (目的)

第1条 この条例は、地域医療を守り育てるための基本理念を定め、並びに県の責務並びに市町村、医療機関及び県民の役割を明らかにするとともに、地域医療を守り育てるための施策の基本となる事項を定めることにより、県民が住み慣れた地域で安心して暮らせる社会の実現に寄与することを目的とする。

#### (基本理念)

第2条 地域医療を守り育てるための施策は、次に掲げる事項を基本理念として行うものとする。

- (1) 医療従事者、医療機関等の医療資源（以下「医療資源」という。）は、地域社会の重要かつ不可欠な財産であることに鑑み、県、市町村、医療機関、県民等が一体となり、地域社会全体で守り育てること。
- (2) 県民が、いつでも、どこでも必要な医療サービスが受けられる医療体制を確立すること。
- (3) 県民の健康の保持増進は、県民自らが生涯にわたって日常生活において健康の増進、疾病の予防等に取り組むことを基本とする。

( 県の責務 )

第 3 条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国、市町村、医療機関、大学、医療関係団体等（以下「関係団体等」という。）と連携を図りつつ、医療法（昭和23年法律第 205号）第30条の 4 第 1 項の規定により県が策定する医療計画及び健康増進法（平成14年法律第 103号）第 8 条第 1 項の規定により県が策定する健康増進計画に従い、地域の実情に応じた施策を実施するものとする。

( 市町村の役割 )

第 4 条 市町村は、基本理念にのっとり、地域医療を守り育てるための施策に関し、県及び関係団体等と連携を図り、その市町村の区域の特性に応じた施策の推進に努めるものとする。

( 医療機関の役割 )

第 5 条 医療機関は、基本理念にのっとり、県及び関係団体等と連携し、良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の充実を図るとともに、患者等との信頼関係の構築に努めるものとする。

( 県民の役割 )

第 6 条 県民は、基本理念にのっとり、自らの地域の医療の現状を理解し、安易な夜間、休日等の時間外受診を控えるなど、限りある医療資源を地域の財産として大切にするとともに、かかりつけ医（日常的な診療、健康管理等を行う身近な医師をいう。）を持つなど、医療従事者との信頼関係の構築に努めるものとする。

2 県民は、疾病の予防、早期発見のため、適切に検診、健康診査及び保健指導を受けるとともに、健康及び医療に関する基本的な知識を学ぶこと等により、健康づくりに努めるものとする。

3 県民は、地域の医療提供体制を支える一員であることを認識し、共に支え合い、かつ、助け合う地域コミュニティの構築に努めるものとする。

( 保健及び福祉との連携 )

第 7 条 県は、疾病の予防、治療、介護等切れ目のない保健、医療及び福祉サービスの提供体制の構築を図れるよう、関係団体等との連携に努めるものとする。

( 医療機関相互の連携体制の構築 )

第8条 県は、限られた医療資源の中で、県民に良質かつ適切な医療を効率的に提供するため、医療機関の機能と役割に応じた連携体制の構築に努めるものとする。

（医療従事者の育成、確保等）

第9条 県は、関係団体等と連携を図り、医療従事者の地域及び診療科間の偏在等を考慮しつつ、医療従事者の育成及び確保並びにその資質の向上に努めるものとする。

（情報提供及び相談体制の充実強化）

第10条 県は、関係団体等と連携を図り、医療を受ける者が医療機関の機能に応じ適切に受診することができるよう、必要な情報の提供及び医療に関する相談体制の充実強化に努めるものとする。

（県民の理解の増進）

第11条 県は、地域医療を守り育てることに関し、県民の関心を高め、その理解と協力を得られるよう、関係団体等と連携し、次に掲げる施策の推進に努めるものとする。

（1） 地域医療を守り育てるための取組に関する普及啓発

（2） 地域医療を守り育てる活動を行うことを目的とした団体の育成及び支援

（3） 家庭、学校、地域等におけるあらゆる機会を利用した健康及び医療に関する理解を深めるための教育

（財政上の措置）

第12条 県は、地域医療を守り育てるための施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。